

鎌ヶ谷市特別支援教育就学奨励費交付事務取扱要綱

制定 平成26年7月1日教育委員会告示第6号

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の目的にかんがみ、小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒であって、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの又は特別支援学級に在籍するものに係る就学のために必要な費用の一部を援助する特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を交付することにより、当該児童及び生徒の就学を奨励することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 奨励費の交付を受けることができる者は、本市に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒であって、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの又は知的障がい特別支援学級若しくは自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍するものの保護者（以下「交付対象者」という。）とする。

(収入額・需用額調書の提出)

第3条 鎌ヶ谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、交付対象者に対し原則として毎年7月に特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需用額調書（別記第1号様式。以下「収入額・需用額調書」という。）に交付対象者の属する世帯の者の前年の収入状況を証明する書類（以下「証明書」という。）を添付させ、学校長を経由して提出させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、証明書の添付を省略することができる。

(1) 奨励費の交付を辞退する保護者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所し、又は入院している児童又は生徒であって、当該施設等において就学に係る措置費の交付又は療育の給付を受けているものの保護者

(3) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）に基づく援助を受けている特別支援学級の児童又は生徒の保護者

2 前項の規定は、住所の変更その他の事由により新たに交付対象者となったものについて準用する。この場合において、前項中「原則として毎年7月に」とあるのは「速やかに」と、「前年」とあるのは「前年（交付対象者となった日が1月から3月までの間であるときは、前々年）」と読み替えるものとする。

(算定調書の提出)

第4条 学校長は、交付対象者から収入額・需用額調書の提出を受けたときは、特別支援教育就学奨励費の支給に係る算定調書（別記第2号様式）を作成し、1学期分は8月末日までに、2学期及び3学期分は1月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付額の決定及び通知)

第5条 教育委員会は、第3条の規定により収入額・需用額調書の提出があったときは、内容を審査し、次項の規定により支弁区分を決定し、当該支弁区分に応じ、奨励費の交付額を決定し、特別支援教育就学奨励費交付決定通知書（別記第3号様式）により、学

校長を通じて交付対象者に通知するものとする。

2 支弁区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の場合 支弁区分ⅠⅡ

(2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合 支弁区分Ⅲ

3 前項の収入額とは、次の式による額とする。

$$\text{収入額} = (A - B) \div 1.2 - C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次に掲げるものとする。

A 前年1月から12月までの間の同一生計世帯全員の総所得金額及び退職所得の合計額

B 課税にあたって所得控除された社会保険料、生命保険料及び損害保険料の合計額

C 世帯で2人以上の児童及び生徒が特別支援学級に就学している場合、その就学者の数から1を減じた数に生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の基準（以下「保護基準」という。）に示す障害者加算の加算額を乗じて得た額

4 第2項の需要額とは、前年12月末日の同一生計世帯の世帯構成に基づき保護基準に示す基準額を用いて算定する額とする。

（適用開始日）

第6条 年度当初から在籍している児童又は生徒にあつては当該年度の4月1日を、年度の途中で転出入又は異動があつた児童又は生徒にあつては当該転出入又は異動があつた日を奨励費の交付の適用開始日とする。

（奨励費の交付額）

第7条 奨励費の交付額は、費目及び対象区分に応じ、次の表のとおりとする。

費目	説明	対象区分			交付額
		支弁区分ⅠⅡ	支弁区分Ⅲ	学年	
学校給食費	学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が給食費として徴収される費用	○		小学校及び中学校の全学年	実費額の半額（国庫補助対象限度額を限度とする。）
通学費	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費	○	○	小学校及び中学校の全学年	実費額（国庫補助対象限度額を限度とする。）
職場実習費	中学校の教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所において生徒が職場実習に参加する場合の交通費	○	○	中学校の全学年	実費額（国庫補助対象限度額を限度とする。）

交流学習費	学校教育の一環として特別支援教育諸学校又は他の小中学校の特別支援学級の児童又は生徒と集団活動を行う場合に必要な交通費	○	○	小学校及び中学校の全学年	実費額（国庫補助対象限度額を限度とする。）
修学旅行費	小学校及び中学校を通じ、それぞれ1回参加する修学旅行に要する費用のうち、交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなる費用	○		小学校第6学年及び中学校第3学年	実費額の半額（国庫補助対象限度額を限度とする。）
宿泊を伴わない校外活動の参加費	宿泊を伴わない校外活動に直接必要な交通費及び見学料	○		小学校及び中学校の全学年	実費額（国庫補助対象限度額を限度とする。）
宿泊を伴う校外活動の参加費	宿泊を伴う校外活動に直接必要な交通費及び見学料	○		小学校第5学年及び中学校第2学年	実費額（国庫補助対象限度額を限度とする。）
学用品・通学用品購入費	通常必要とする学用品の購入費（体育実技用具費（小学校にあつてはスキー又はスケート用具、中学校にあつては柔道、剣道、スキー又はスケート用具うち、いずれか1つを購入するために要する費用をいう。）及び授業において使用する拡大教材の購入費（弱視の児童又は生徒が使用する場合に限る。）を加算する。）	○		小学校及び中学校の全学年	実費額の半額（国庫補助対象限度額を限度とする。）
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	新入学の児童又は生徒が通常入学時に必要とする学用品及び通学用品の購入費	○		小学校第1学年及び中学校第1学年（奨励費の交付の適用開始日が4月1日である場合に限る。）	実費額の半額（国庫補助対象限度額を限度とする。）

備考

- 1 国庫補助対象限度額とは、特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助対象限度額をいう。
- 2 年度の途中で異動があった場合は、当該月を対象とし、月割計算によりこうふするものとする。
- 3 転出入による廃止又は開始の場合は、関係する教育委員会等と協議し、重複のないよう交付するものとする。
- 4 月の途中で要保護又は準要保護に異動した場合は、当該月は奨励費の交付の対象としない。

(奨励費の支払い)

第8条 学校長は、交付対象者の委任を受け、第5条の規定による決定に基づき一括して奨励費を請求し、交付対象者に奨励費を交付するものとする。

2 学校長は、奨励費の交付の状況について個人別交付台帳（別記第4号様式）により速やかに教育委員会に報告するものとする。

(交付の時期)

第9条 奨励費は、原則として1学期分を9月に、2学期分及び3学期分を3月に交付するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励費の交付事務に関し必要な事項は、学校教育担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市教育委員会様

鎌ヶ谷市立
校長

学校
印

特別支援教育就学奨励費の交付に係る算定調書の提出について

特別支援教育就学奨励費の支給にかかる算定調書（1学期分 2・3学期分）を別紙のとおり提出します。

特別支援教育就学奨励費交付に係る算定調書

学校給食費（保護者が支払った金額）
 月～月

学年	氏名	支払い額	学年	氏名	支払い額
		円×ケ月分 = 円			円×ケ月分 = 円
		円×ケ月分 = 円			円×ケ月分 = 円
		円×ケ月分 = 円			円×ケ月分 = 円
		円×ケ月分 = 円			円×ケ月分 = 円
		円×ケ月分 = 円			円×ケ月分 = 円
		円×ケ月分 = 円			円×ケ月分 = 円
		円×ケ月分 = 円			円×ケ月分 = 円

特別支援教育就学奨励費の交付に係る算定調書

通学費（自宅から学校までの交通費）
 月～ 月分（1学期分 2・3学期分 ○をつけてください。）

学年	氏名	住所	利用駅	通学費	備考
			～	(1ヶ月の定期代) _____ 円 × _____ ヶ月分 = _____ 円	
			～	(1ヶ月の定期代) _____ 円 × _____ ヶ月分 = _____ 円	
			～	(1ヶ月の定期代) _____ 円 × _____ ヶ月分 = _____ 円	
			～	(1ヶ月の定期代) _____ 円 × _____ ヶ月分 = _____ 円	
			～	(1ヶ月の定期代) _____ 円 × _____ ヶ月分 = _____ 円	

注1 備考欄には定期券を購入する以外の方法があったら、記入してください。

注2 定期券の写しを添付してください。

特別支援教育就学奨励費の交付に係る算定調書

職場実習費（学校から事業所までの交通費）

学年	氏名	実習日	実習にかかった交通費	実習先（名称・住所）
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	

特別支援教育就学奨励費の交付に係る算定調書

交流学習費（学校から交流場所までの交通費）

学年	氏名	交流日	交流にかかった交通費	交流場所（名称・住所）
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	
			1日 _____ 円 × _____ 日 = _____ 円	

特別支援教育就学奨励費の交付に係る算定調書

修学旅行費（修学旅行に要する経費）

学年	氏名	実施日	旅行先	交通費	宿泊費	その他の経費	計

注1 その他の経費の欄には、見学科および均一に負担すべきこととなる費用を記入してください。

注2 添付書類として会計報告を添付してください。

特別支援教育就学奨励費の交付に係る算定調書

校外活動参加費（宿泊なし） ※修学旅行・林間学校を除く

学年	氏名	実施日	旅行先	交通費	その他の経費	計

注1 その他の経費の欄には、見学科および均一に負担すべきこととなる費用を記入してください。

特別支援教育就学奨励費の交付に係る算定調書

校外活動参加費（宿泊あり：林間学校に要する経費）

学年	氏名	実施日	旅行先	交通費	宿泊費	その他の経費	計

注1 その他の経費の欄には、見学科および均一に負担すべきこととなる費用を記入してください。

注2 添付書類として会計報告を添付してください。

特別支援教育就学奨励費の交付に係る算定調書

学用品・通学用品購入費

学年	氏名	購入日	品名	金額	添付書類

注1 添付書類として購入額のわかる書類（保護者向け集金のお知らせ、学校一括購入時の領収書など）の写しを添付してください

特別支援教育就学奨励費の交付に係る算定調書

新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

学年	氏名	購入日	品名	金額	添付書類

注1 添付書類として購入額のわかる書類（入学説明会等で保護者に向けて購入を求めめる学用品や学校指定の制服、体操服等の販売額が分かるものなど）の写しを添付してください

第 号
年 月 日

様

鎌ヶ谷市教育委員会

特別支援教育就学奨励費交付決定通知書

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 学 校 名

2 児童生徒氏名

3 保護者氏名

4 決 定 事 項

5 決 定 理 由

6 認 定 年 月 日

7 交 付 金 額

8 そ の 他

奨励費交付に係る手続きは学校長経由で行います。

